

岩手県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成28年3月22日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人社団松誠会介護老人保健施設たきざわ	滝沢市鶴飼笹森42番地2	平成28年3月16日
老人ホーム	特別養護老人ホーム鶴亀ながい	盛岡市永井16地割55番地1	〃
	地域密着型小規模特別養護老人ホームあつぷるホームあおざさ	奥州市江刺区玉里字青篠71番地1	〃